

達第2号

都島区役所課長等専決規程（平成24年達第23号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（まちづくり推進課長等専決事項） 第4条 〔略〕 2 <u>防災安全担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 （保健福祉課長等専決事項） 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(12) 略〕 (13) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項</u>に規定する事業に関すること 〔(14)～(18) 略〕 〔2・3 略〕	（まちづくり推進課長等専決事項） 第4条 〔同左〕 2 <u>防災地域活性担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1) 同左〕 （保健福祉課長等専決事項） 第6条 〔同左〕 〔(1)～(12) 同左〕 (13) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項各号</u>に規定する事業に関すること 〔(14)～(18) 同左〕 〔2・3 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

（都島区役所総務課）